

5 相 続 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成13年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の税率等（平成12年分）

法定相続分に応ずる取得金額	800万円以下	1,600万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	4億円以下	20億円以下	20億円超
率	10%	15%	20%	25%	30%	40%	50%	60%	70%
控除額	万円 —	万円 40	万円 120	万円 270	万円 520	万円 1,520	万円 3,520	万円 7,520	万円 27,520

（使用方法）法定相続分に応ずる取得金額×率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 税額控除 相続税から控除される金額で次の種類がある。
 - イ 贈与税額控除 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
 - ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装

または隠ぺいされていた財産は含まれない。

ハ 未 成 年 者 控 除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。

ニ 障 害 者 控 除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が20歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。

ホ 相 次 相 続 控 除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。

(2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 格		1,338	82,979,542
債 務 控 除 額		526	3,349,688
加 算 贈 与 財 産 価 格		39	245,025
課 税 価 格		実 1,338	79,874,235
相 続 税 額	算 出 税 額	1,325	11,204,870
	2 割 加 算 額	64	81,798
	計	実 1,325	11,286,668
税 額 控 除	贈 与 税	10	32,996
	配 偶 者	162	2,887,962
	未 成 年 者	22	9,360
	障 害 者	33	34,382
	相 次 相 続	37	204,125
	外 国 税 額	—	—
	計	実 269	3,168,824
差 引 税 額		実 1,222	8,117,790
納 税 猶 予 額		3	20,184
納 付 税 額		実 1,222	8,097,606
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		—	—
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		321	32,360,000

調査対象等：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区分 年分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除 額	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
8	1,243	86,285,522	15,429,689	5,365,398	1,121	10,035,937	302
9	1,206	73,825,847	10,856,919	2,867,190	1,113	7,926,709	289
10	1,174	78,778,090	12,626,629	3,052,066	1,053	9,320,008	300
11	1,257	84,453,923	13,744,663	4,660,187	1,112	9,004,050	317
12	1,338	79,874,235	11,286,668	3,168,824	1,222	8,097,606	321

（注）この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理の状況

年 分	区 分	課 税 価 格		納 付 税 額	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	申 告 額	1,339 人	79,847,715 千円	1,224 人	8,114,419 千円
	修正申告による増差額	22	418,847	34	68,481
	更正による増差額	—	—	—	—
	更正等による減差額	18	△ 392,327	21	△ 85,294
	決 定 額	—	—	—	—
	計	実 1,338	79,874,235	実 1,222	8,097,606
過 年 分	申 告 額	88	4,117,101	83	445,865
	修正申告による増差額	179	2,634,351	251	652,581
	更正による増差額	15	134,306	18	315,454
	更正等による減差額	107	△ 2,812,008	119	△ 1,403,356
	決 定 額	23	967,752	25	362,998
	計	実 115	5,041,502	実 107	373,542
合 計	申 告 額	1,427	83,964,816	1,307	8,560,284
	修正申告による増差額	201	3,053,198	285	721,062
	更正による増差額	15	134,306	18	315,454
	更正等による減差額	125	△ 3,204,335	140	△ 1,488,650
	決 定 額	23	967,752	25	362,998
	計	実 1,453	84,915,737	実 1,329	8,471,147

調査対象等：「本年分」は平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。
「過年分」は、平成10年中に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成12年11月1日から平成13年6月30日までの間の、平成10年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については平成12年7月1日から平成13年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(4) 加 算 税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	— 人	— 千円	13 人	4,327 千円	— 人	— 千円
過 年 分	186	85,827	164	96,292	34	5,653
合 計	186	85,827	177	100,619	34	5,653

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

項 目 署 名						被相続人の数
		課 税 価 格		納 付 税 額		
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
那 覇 平 良 石 垣 北 那 名 護 沖 縄	339 人	21,949,781 千円	302 人	2,279,201 千円	92 人	
	5	336,532	4	2,973	2	
	9	220,563	9	1,564	2	
	391	21,823,721	363	2,204,850	85	
	38	1,729,489	36	104,733	8	
	556	33,814,149	508	3,504,285	132	
計		1,338	79,874,235	1,222	8,097,606	321

調査対象等：この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

5 - 2 相 続 財 産 価 格 階 級 別

人員、課税価格、税額、法定相続人員別の被相続人数

(単位：人・千円)

階級別 区 分	課 税 価 格 階 級								
	1 億円 以 下	1 億円 超	2 億円 超	3 億円 超	5 億円 超	7 億円 超	10億円 超	20億円 超	合 計
被相続人の数	33	129	79	58	9	9	4	—	321
課 税 価 格	2,703,689	19,171,610	19,339,437	21,821,073	5,293,648	7,209,604	4,308,654	—	79,847,715
同上のうち加 算 贈 与 財 産 価 額	—	80,580	56,995	34,250	54,200	9,000	10,000	—	245,025
納 付 税 額	65,582	763,276	1,440,683	2,452,835	831,154	1,517,366	1,043,523	—	8,114,419
法定相続 人員別被 相続人の 数	0人の者	—	1	—	—	—	—	—	1
	1人々	8	6	5	1	—	1	—	21
	2人々	12	14	1	3	—	1	—	31
	3人々	7	15	7	5	—	—	—	34
	4人々	6	25	8	7	—	—	—	46
	5人々	—	23	15	15	1	1	2	57
	6人々	—	17	21	10	2	1	—	52
	7人々	—	16	9	8	1	2	—	36
	8人々	—	6	4	1	1	1	—	13
	9人々	—	1	4	3	2	2	—	12
	10人々	—	3	3	2	1	—	—	9
	10人超	—	2	2	3	1	1	—	9
法定相続人数	77	620	445	334	72	64	17	—	1,629

調査対象等：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成13年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

5 - 3 相続財産種類別の状況

被相続人数、財産価額

財 産 の 種 類		被相続人等の数	総 遺 産 価 額
土 地	田畑（耕作権及び永小作権を含む）	135 人	8,729,822 千円
	宅 地 （ 借 地 権 を 含 む ）	305	49,369,338
	山	19	561,562
	そ の 他 の 土 地	172	11,795,414
	計	実 318	70,456,137
家 屋 、 構 築 物		255	2,546,136
事業用財産	機械器具、じゅう器、商品、原材料等	11	56,463
	売 掛 金	5	13,582
	そ の 他 の 財 産	19	182,094
	計	実 24	252,137
有価証券	株 式 及 び 出 資 金	108	569,497
	公 債 及 び 社 債	9	256,430
	投資・貸付信託の受益証券	14	119,093
	計	実 107	945,020
現 金 預 貯 金 等		307	6,540,746
家 庭 用 財 産		95	23,394
そ財 の他 の産	生 命 保 険 金 等	11	518,877
	退 職 金 及 び 功 労 金 等	6	90,037
	そ の 他	141	1,536,451
	計	実 143	2,145,365
資 産 価 額 合 計		321	82,908,935
負金 額 債等	債 務	243	2,862,939
	葬 式 費 用	312	442,665
	合 計	実 316	3,305,604
差 引 純 資 産 価 額		実 321	79,603,331
加 算 贈 与 財 産 価 額		20	245,025
課 税 価 格		実 321	79,847,715

調査対象等：平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得したものについて平成13年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。